

請負工事成績評定の運用改正による効果



総合技術政策研究センター 建設システム課

施工管理技術係長 坂本 俊英 課長補佐 大上 和典 課長 金銅 将史

(キーワード) 工事成績評定

1. はじめに

国土交通省では、公共工事の受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として「請負工事成績評定要領」を定めるとともに、その運用として「地方整備局工事成績評定実施要領」を定め、同省発注の請負工事に対して成績評定が行われている。

工事成績評定の結果は次回以降の工事における競争参加資格要件や総合評価落札方式における技術力評価の一要素となっている。したがって、技術力等の差が的確に評定結果に反映されることが望ましいが、これまでの運用からいくつかの課題が明らかになってきた。このため、きめ細かな評価を可能とすることなどにより技術力等の差がよりの確に反映されるよう実施要領を一部改正し、平成21年4月以降の中間技術検査及び完成検査から運用されている。

2. 運用改正による効果の分析

国総研では、改正以降の評価対象工事（国土交通省発注の土木工事）を対象として、審査項目細別の段階評価と評定点のデータを収集し、前年度（改正前）の評定対象工事のデータと比較することにより改正の効果（影響）について分析を行った。

その結果、以下のことがわかった。

- ① 段階評価を細分化した項目では、細分化と同時に評価内容を見直したことにより「出来形」及び「品質」について、実態に応じてよりきめ細かな評価が可能となった。

- ② 「施工体制一般」など多くの工事ではほぼ満点となっていた項目で評価配分等を見直した結果、得点のばらつきが大きくなったことで平均得点率がやや減少し、技術力の差が反映されやすくなった。

- ③ 「高度技術力」の評価を「工事特性」の評価に見直したことに伴い、他の審査項目と比べて極端に低かった評定点が大きく増加し、特異な技術を必要とする工事だけでなく、施工条件の厳しい工事についても一定の加点評価が可能となった。

※ ②, ③は、下図を参照

3. 今後に向けて

今回の分析は、運用改正から1年間の実績での分析である。

今後とも現場における運用上の課題の把握とともに、成績評定データの蓄積と分析を継続的に行い、必要に応じ改善策の検討に活用していきたい。

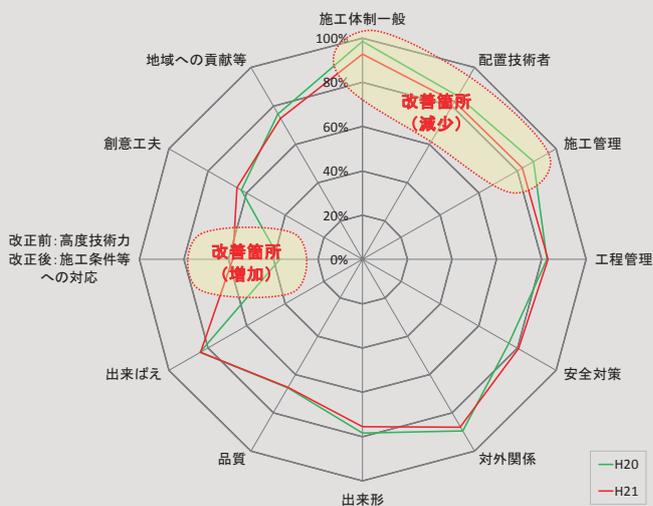


図 審査項目別の評定点（標準点+加算点）の平均得点率